租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第五号

租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書

前文

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の加盟国は、千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「条約」という。）が、租税に関する情報を交換するための国際的な基準が合意される前に締結されたものであることを考慮し、

条約の締結の後に協力の新たな環境が生じたことを考慮し、

最も多くの国がこの協力の新たな環境の恩恵を得るとともに、租税の分野における協力に関する最高の国際的な基準を満たすことができるようにするため、多数国間の枠組みを利用可能とすることが望ましいことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

条約前文の第七段落を次のように改める。

よって、各国が、情報の秘密を保護する必要性に留意し、かつ、プライバシー及び個人情報の流れの保護に関する国際的な枠組みを考慮して、措置をとるべきであり、又は情報を提供すべきであることを確信し、

条約前文の第七段落の次に次のように加える。

協力の新たな環境が生じたことを考慮し、また、最も多くの国がこの協力の新たな環境の恩恵を得るとともに、租税の分野における協力に関する最高の国際的な基準を満たすことができるようにするため、多数国間の枠組みを利用可能とすることが望ましいことを考慮し、

第二条

条約第四条を次のように改める。

第四条　総則

１　締約国は、特にこの節に定めるところに従い、この条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換する。

２　削除

３　いかなる締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、次条及び第七条の規定に従い自国の居住者又は国民に関する情報を提供する前に、自国の当局が自国の法令により当該居住者又は国民にその旨を通知することを明示することができる。

第三条

１　条約第十八条１ｂ中「及び」を「又は」に改める。

２　条約第十八条１ｆ中「次条」を「第二十一条２ｇ」に改める。

第四条

条約第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第五条

条約第二十一条を次のように改める。

第二十一条　対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度

１　この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。

２　この条約は、第十四条に定める場合を除くほか、被要請国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

ａ　被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること。

ｂ　公の秩序に反することとなる措置をとること。

ANNEX A

TAXES TO WHICH THE CONVENTION WOULD APPLY

(Paragraph 2 of Article 2 of the Convention)

ANNEX B

COMPETENT AUTHORITIES

(Paragraph 1 (d) of Article 3 of the Convention)

ANNEX C

DEFINITION OF THE WORD "NATIONAL" FOR THE PURPOSE OF THE CONVENTION

(Paragraph 1 (e) of Article 3 of the Convention)